

社 援 発 0401 第 10 号

令 和 7 年 4 月 1 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局長

(公 印 省 略)

「地域自殺対策強化事業の実施について」の一部改正について

地域における自殺対策の強化については、「地域自殺対策強化事業の実施について」(平成 28 年 4 月 1 日社援発 0401 第 23 号)により行われているところであるが、今般、同通知の別紙「地域自殺対策強化事業実施要綱」の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、令和 7 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

なお、貴管内市町村に対して貴職から通知するとともに、併せて関係機関等に周知をお願いする。

地域自殺対策強化事業実施要綱 新旧対照表

改正後	現行
別紙	別紙
地域自殺対策強化事業実施要綱	地域自殺対策強化事業実施要綱
1 目的 (略)	1 目的 (略)
2 実施主体 (1) ～ (2) (略)	2 実施主体 (1) ～ (2) (略)
3 事業内容 (1) ～ (5) (略)	3 事業内容 (1) ～ (5) (略)
(6) 計画策定実態調査事業	(6) 計画策定実態調査事業
ア 目的 自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）第 13 条第 1 項及び第 2 項に規定された都道府県自殺対策計画及び市町村自殺対策計画について、当該地域の状況に応じた総合的かつ効果的な取組等の計画策定を進めて、当該地域における自殺対策の P D C A サイクルが回るようにするため、新規計画策定又は既存計画の見直し時に係る事業を支援する。なお、今後計画を策定又は見直しする段階においては、厚生労働省が策定した「 <u>「地域自殺対策計画」策定・見直しの手引</u> 」を参考にしつつ、都道府県及び指定都市においては <u>厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのち支える自殺対策推進センター」</u> 、市町村（指定都市は除く）においては各都道府県の地域自殺対策推進センターの助言等を受けながら進めること。 また、計画策定又は見直し後、計画に基づく取組の進捗状況を検証・評	ア 目的 自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）第 13 条第 1 項及び第 2 項に規定された都道府県自殺対策計画及び市町村自殺対策計画について、当該地域の状況に応じた総合的かつ効果的な取組等の計画策定を進めて、当該地域における自殺対策の P D C A サイクルが回るようにするため、新規計画策定又は既存計画の見直し時に係る事業を支援する。なお、今後計画を策定又は見直しする段階においては、厚生労働省が策定した「 <u>都道府県自殺対策計画策定の手引</u> 」「 <u>市町村自殺対策計画策定の手引</u> 」を参考にしつつ、かつ都道府県においては <u>自殺総合対策推進センター</u> 、市町村においては各都道府県の地域自殺対策推進センターの助言等を受けながら進めること。 また、計画策定又は見直し後、計画に基づく取組の進捗状況を検証・評

価するための、外部機関や外部関係者を集めた会議を開催する場合、交付対象となるのは会議 1 回分に限る。 イ 事業内容（略） （7）若年層対策事業 ア 目的 近年、10 歳代から 30 歳代の死亡原因の第一位は自殺という状況が続いており、特に 10 歳代の自殺死亡率は増加傾向にある。 こうしたことから青少年、若年層の自殺対策は重要な課題であり、青少年、若年層の心の健康の保持・増進や良好な人格形成、生活上の困難・ストレスに直面したときの対処方法を身に付けることへの支援等を行う。 イ 事業内容（略） （8）～（9）（略） （10）自殺未遂者支援事業 ア 目的 自殺者のうち約 2 割が自殺未遂経験者であり、自殺未遂者の自殺再企図防止は自殺対策においても最重要課題の一つである。自殺再企図を防止し、自殺者数の減少につなげるため<u>に</u>、地域において自殺未遂者を支援する。 イ 事業内容（略） （11）～（16）（略） （17）<u>こども</u>・若者の自殺危機対応チーム事業	価するための、外部機関や外部関係者を集めた会議を開催する場合、交付対象となるのは会議 1 回分に限る。 イ 事業内容（略） （7）若年層対策事業 ア 目的 近年、<u>自殺死亡率について、他の年齢層では減少傾向を示している中にあっても若年層は高止まりを続けており、10 代後半から 30 代の死亡原因の第一位は自殺という状況が続いている。</u> こうしたことから青少年、若年層の自殺対策は重要な課題であり、青少年、若年層の心の健康の保持・増進や良好な人格形成、生活上の困難・ストレスに直面したときの対処方法を身に付けることへの支援等を行う。 イ 事業内容（略） （8）～（9）（略） （10）自殺未遂者支援事業 ア 目的 自殺者のうち約 2 割が自殺未遂経験者であり、自殺未遂者の自殺再企図防止は自殺対策においても最重要課題の一つである。<u>年間約 3 万 7 千人が自損行為により緊急搬送されており、これらの者が再度自殺を企図することを防止することで、</u>自殺者数の減少につなげるため、地域において自殺未遂者を支援する。 イ 事業内容（略） （11）～（16）（略） （17）若者の自殺危機対応チーム事業
---	---

ア 目的

小中高生の自殺者数は、令和6年においては、過去最多となる529人であった。また、我が国の10歳代から30歳代までの死因順位第1位は「自殺」であり、若者の自殺死亡率は、G7各国に比べて高い現状にある。

このため、こども・若者の自殺予防等の取組について強化していく必要がある、特に、自殺未遂歴や自傷行為歴等のあるハイリスク者への危機介入の強化が必要である。

こどもの自殺対策緊急強化プラン（令和5年6月2日とりまとめ）や、自殺総合対策大綱（令和4年10月14日閣議決定）においても、こども・若者の自殺危機に対応していくチームとして、学校、地域の支援者等が連携し自殺対策にあたることができる仕組みの構築について盛り込まれている。

こうした状況を踏まえ、こども・若者の自殺対策の強化の観点から、こどもや若者の自殺危機対応チームの設置によるこどもや若者の困難事案に向けた的確な取組を推進する必要がある。

イ 事業内容

都道府県・指定都市において、多職種の専門家で構成される「こども・若者の自殺危機対応チーム」を設置し、市町村等では自殺未遂歴や自傷行為の経験等があるこども・若者への対応が困難な場合に、助言等を行う事業を実施する。

○チーム事業事務局設置：地域自殺対策推進センター等

○支援対象者：以下のこども・若者への対応が困難な市町村等の地域の関係機関

①自殺未遂歴がある

②自傷行為の経験がある

③自殺をほのめかす言動があり、自殺の可能性が否定できない 等

○チームの要件

チームは、精神科医、心理師、精神保健福祉士、弁護士、NPO法人等、

ア 目的

小中高生の自殺者数は過去最多の水準となっており、自殺予防などへの取組について強化していく必要がある。特に、自殺未遂歴や、自傷行為等のあるハイリスク者への危機介入の強化が必要である。

大綱においても、子どもの自殺危機に対応していくチームとして、学校、地域の支援者等が連携し自殺対策にあたることができる仕組みの構築について盛り込まれている。

こうした状況を踏まえ、子どもの自殺対策の強化の観点から、子どもや若者の自殺危機対応チームの設置による子どもや若者の困難事案に向けた的確な取組を推進する必要がある。

イ 事業内容

都道府県・指定都市において、多職種の専門家で構成される「若者の自殺危機対応チーム」を設置し、市町村等では自殺未遂歴や自傷行為の経験等がある若者への対応が困難な場合に、助言等を行うモデル事業を実施する。

事務局は地域自殺対策推進センター等を想定しており、支援対象者としては、①自殺未遂歴がある、②自傷行為の経験がある、③自殺をほのめかす言動があり、自殺の可能性が否定できない、④家族を自殺で亡くしている等の若者のうち、市町村等での対応困難な場合に対応チームによる支援を必要とする者とする。

チームの構成としては、精神科医、心理師、精神保健福祉士、弁護士、NPO法人等、ケースや地域の実情・課題により必要な人員とする。

チームの支援内容としては、地域の関係機関からの支援要請を受けて、

多職種のメンバーで構成する。

※ケースや地域の実情・課題により必要な人員とする。

○支援内容：地域の関係機関からの支援要請を受けて、以下のような取組を実施

①チーム会議の開催：支援方針・助言等の検討

②支援の実施：支援方針に基づく地域の関係機関への指導・助言、現地調査

③支援の終了：地域の関係機関への引継

(18) (略)

4 経費の負担

都道府県及び市町村が本実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、別に定める「地域自殺対策強化交付金(地域自殺対策強化事業) 交付要綱」に従い、予算の範囲内で交付金を交付するものとする。

5 留意事項

(1) ～ (2) (略)

(3) 都道府県又は市町村は、事業内容の効果測定のための客観的な指標を設定し、その効果を測定するとともに、指定調査研究等法人において行う地域の状況に応じた自殺対策の効果検証に協力しなければならないこと。

以下のような取組を実施するものとする。

①チーム会議の開催：支援方針・助言等の検討

②支援の実施：支援方針に基づく地域の関係機関への指導・助言、現地調査

③支援の終了：地域の関係機関への引継

(18) (略)

4 経費の負担

都道府県及び市町村が本実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、別に定める「地域自殺対策強化交付金交付要綱」に従い、予算の範囲内で交付金を交付するものとする。

5 留意事項

(1) ～ (2) (略)

(新規)

社援発 0401 第 23 号
平成 28 年 4 月 1 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

地域自殺対策強化事業の実施について

地域における更なる自殺対策の強化を図る観点から、相談、人材養成、普及啓発、地域ネットワークの強化等の基幹的な事業や、特に必要性の高い自殺対策に関し、地域の特性に応じた効率的な対策を後押しするため、今般、別紙のとおり「地域自殺対策強化事業実施要綱」を定め、平成 28 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

なお、貴管内市町村に対して貴職から通知するとともに、併せて関係機関等に周知をお願いする。

別紙

(一部改正) 社援発 0330 第 12 号
平成 29 年 3 月 30 日
(一部改正) 社援発 0327 第 28 号
平成 31 年 3 月 27 日
(一部改正) 社援発 0327 第 29 号
令和 2 年 3 月 27 日
(一部改正) 社援発 0331 第 33 号
令和 3 年 3 月 31 日
(一部改正) 社援発 0630 第 98 号
令和 5 年 6 月 30 日
(一部改正) 社援発 0401 第 10 号
令和 7 年 4 月 1 日

地域自殺対策強化事業実施要綱

1 目的

自殺は、本人にとってこの上ない悲劇であるだけでなく、家族や周りの人々に大きな悲しみと生活上の困難をもたらし、社会全体にとっても大きな損失である。また、自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であって、自殺対策を、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実を幅広くかつ適切に図ること等を通して、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指すことは、国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与するものである。

このため、本事業は、各都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）が、相談、人材養成、普及啓発、地域ネットワークの強化等の基幹的な事業や、特に必要性の高い自殺対策に関し、地域の特性に応じた効率的な対策を後押しし、地域における更なる自殺対策の強化を図ることを目的とする。

2 実施主体

- (1) この事業の実施主体は、都道府県又は市町村とする。都道府県又は市町村は、その責任の下に地域自殺対策強化事業（以下「強化事業」という。）を実施するものとする。
- (2) 都道府県又は市町村は、地域の実情に応じ、民間団体など、当該都道府県又は市町

村が適切と認める法人格を有する団体等に事業を委託、補助又は助成等により実施することができる。この場合において、委託等を行う都道府県又は市町村は、委託等による事業実施及び委託先の選定に対して責任を有するとともに、委託先等と密接に連携を図り、事業の実施状況の把握を行い、より効果的な事業となるよう取り組むとともに、事業全体の執行及び管理について、責任を持って実施すること。

なお、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体は、当該事業の委託等の対象者とはしないものとする。

3 事業内容

強化事業の実施に関して、都道府県においては、全国的な連携事業も含めた広域的な取組が求められる事業、専門性の高い事業及び市町村を補完する事業を、市町村においては、基礎自治体としての特性を生かした、住民に密着した事業をそれぞれ行うものとする。

(1) 対面相談事業

ア 目的

自殺に関する悩みを抱える者等に対して、相談会の開催や相談窓口を設置し、経済・生活問題、労働問題、健康問題、家庭問題、孤立等、自殺の背景・原因となる様々な要因について、専門家等が必要に応じて連携を図りながら相談支援を実施することにより自殺を未然に防ぐこと、また、自殺に関する悩みを抱える者等に対して支援を行っている関係行政機関等や民間団体等の相談担当者、家族や友人等が、対応に苦慮する中で孤立し、疲弊することのないように支援することを目的とする。

なお、児童生徒のみを対象とする事業は、交付対象としない。

イ 事業内容

- ・ 心の健康等の健康要因に関する相談会や、自殺の社会的要因である失業、倒産、多重債務、労働問題等に対する生活相談と併せて行う総合支援相談会の開催等
- ・ 個別相談に対応するための対面式の相談窓口の設置や、既存窓口の充実等
- ・ 伴走型支援に対応するための相談窓口の設置や、既存窓口の充実等
- ・ 他の分野の相談事業における相談者や他の支援制度の利用者に対して、必要に応じて行う保健所、市町村の保健センター等による訪問相談等
- ・ 若者をはじめとする住民の孤立予防やメンタルヘルス向上を支援するための居場所づくり（傾聴サロンの設置、運営等）
- ・ 生きる力を底上げするため悩みを分かちあえる集い等の設置、運営
- ・ 相談担当者や家族等の支援者等への支援 等

(2) 電話・SNS相談事業

ア 目的

自殺に関する悩みを抱える者等に対して、電話やSNSの相談窓口を設置し、経

済・生活問題、労働問題、健康問題、家庭問題、孤立等自殺の背景・原因となる様々な要因について、専門家等が必要に応じて連携を図りながら相談支援を実施することにより自殺を未然に防ぐことを目的とする。

なお、児童生徒のみを対象とする事業は、交付対象としない。

イ 事業内容

関係行政機関や民間団体が実施する電話、メール、WEB、SNS、無料通話アプリ（アプリ間の無料通話機能による電話）等による相談事業の実施に係る

- ・ 電話回線の敷設やWEB相談ページの開設等
- ・ 相談対応者の配置、24時間対応に係る相談員の増員等
- ・ 相談支援コーディネーターの配置や相談者へのフォローアップ等
- ・ フリーダイヤルの設置やリスティング広告の表示 等

（３）人材養成事業

ア 目的

関係行政機関等や民間団体等の相談担当者、公衆衛生や精神保健、福祉等の専門家など、自殺対策に携わる人材の養成のほか、自殺の危険性の高い人の早期発見、早期対応を図るため、民間企業等の管理職等、かかりつけ医や学校教職員等、民生委員や児童委員、地域住民に対して、包括的な生きる支援としての自殺対策の重要性に関する理解を持つ人材等を養成する。また、これら地域の人的資源の連携を調整し、包括的な支援の仕組みを構築する役割を担う人材を養成する。

イ 事業内容

- ・ 関係行政機関等や民間支援団体等の相談担当者、公衆衛生や精神保健、福祉等の専門家など、自殺対策に携わる人材の養成や、養成研修等への派遣
- ・ これら地域の人的資源の連携を調整し、包括的な支援の仕組みを構築する役割を担う人材の養成や、養成研修等への派遣
- ・ e-ラーニング等を活用した関係行政機関等や民間団体等の相談担当者への研修の実施 等

（４）普及啓発事業

ア 目的

生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する国民の理解が深まるよう、自殺や自殺関連事象に対する正しい知識を普及啓発する。とりわけ、悩みを抱えたときに周囲に対して助けを求めることに心理的な抵抗を感じさせるような「弱音を吐くことや多重債務等の悩みを打ち明けること、精神疾患への罹患等は不名誉で恥ずかしいものである」という間違った社会通念を払拭することや、自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であって、その場合には誰かに援助を求めることは適切であり躊躇する必要はないことが社会全体の共通認識となるよう積極的に普及啓発を実施する。

イ 事業内容

- ・ シンポジウム、講演会等の開催 等
- ・ 図書館や公共施設など人が多く集まる場所でのパネル展示等
- ・ 啓発用のカードやパンフレット等の作成・配布
- ・ 新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等による広報 等

(5) 自死遺族支援機能構築事業

ア 目的

自殺で親族等を亡くした遺族等に対する総合的な支援を強化する。とりわけ、自死遺族等が必要とする支援情報の提供体制を全国各地で整備し、遺族等の自助グループ等の地域における活動支援や遺族等への相談支援、自死遺児への支援を強化する。

イ 事業内容

- ・ 学校、職場で自殺が起きた時の遺された家族や関係者に対する支援の促進（自殺発生直後の職場における対応マニュアルや学校の教職員向けの自殺発生直後の対応及び遺児支援等に関する資料の普及）
- ・ 各地域における遺族等が必要とする支援策等に係る情報提供の推進及びそのための体制の整備
- ・ 遺族等の自助グループ（わかちあいの会）等の設立や運営支援
- ・ 遺族等への法律面や生活面における相談支援
- ・ 遺児のための総合的な育成支援活動の実施及びそのために必要な研修や協議等の実施 等

(6) 計画策定実態調査事業

ア 目的

自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）第 13 条第 1 項及び第 2 項に規定された都道府県自殺対策計画及び市町村自殺対策計画について、当該地域の状況に応じた総合的かつ効果的な取組等の計画策定を進めて、当該地域における自殺対策の PDCA サイクルが回るようにするため、新規計画策定又は既存計画の見直し時に係る事業を支援する。なお、今後計画を策定又は見直しする段階においては、厚生労働省が策定した「「地域自殺対策計画」策定・見直しの手引」を参考にしつつ、都道府県及び指定都市においては厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのち支える自殺対策推進センター」、市町村（指定都市は除く）においては各都道府県の地域自殺対策推進センターの助言等を受けながら進めること。

また、計画策定又は見直し後、計画に基づく取組の進捗状況を検証・評価するための、外部機関や外部関係者を集めた会議を開催する場合、交付対象となるのは会議 1 回分に限る。

イ 事業内容

- ・ 計画策定又は見直しに必要な調査研究等
- ・ 計画策定又は見直しに必要な研修会等の実施
- ・ 計画策定又は見直しに必要な自殺対策連絡協議会等の自殺対策の検討の場の設置及び運営 等

(7) 若年層対策事業

ア 目的

近年、10 歳代から 30 歳代の死亡原因の第一位は自殺という状況が続いており、特に 10 歳代の自殺死亡率は増加傾向にある。

こうしたことから青少年、若年層の自殺対策は重要な課題であり、青少年、若年層の心の健康の保持・増進や良好な人格形成、生活上の困難・ストレスに直面したときの対処方法を身に付けることへの支援等を行う。

イ 事業内容

- ・ 若年層（40 歳未満）及び若年層を支援する者に対する（1）から（4）に掲げる事業（児童、生徒等を含む若年層が、生活上の困難や心理的ストレスに直面した際、周囲に対して助けを求めることができる力を身に付けさせるための教育や啓発、教職員等に対する若年層の自殺予防に関する養成研修 等）
- ・ 中学生以下の者に対する事業と併せてその保護者（40 歳以上を含む。）に対しても行う事業

(8) SNS 地域連携包括支援事業

ア 目的

SNS 等の相談体制を強化し、相談から具体的支援につなげるため、地域のネットワークを活用した包括的な支援体制を構築する事を目的とする。

イ 事業内容

国が選定する「基幹 SNS 相談事業者」と連携した包括的支援体制を構築するため、地方自治体に相談支援を行う専任職員を配置し、地域のネットワークを活用しつつ、相談者の相談内容に応じた具体的かつ継続的な支援を実施 等

(9) 深夜電話相談強化事業

ア 目的

我が国における自殺は、深夜と早朝にピークを形成しており、当該時間帯に電話相談を実施することにより、自殺を直前で回避できる可能性があると考えられることから、当該時間帯における電話相談窓口の設置を推進する。

イ 事業内容

関係行政機関や民間団体が、深夜（22 時）から早朝（5 時）にかけて実施する電話等による相談事業を実施する際に係る相談対応者の配置、増員等

(10) 自殺未遂者支援事業

ア 目的

自殺者のうち約2割が自殺未遂経験者であり、自殺未遂者の自殺再企図防止は自殺対策においても最重要課題の一つである。自殺再企図を防止し、自殺者数の減少につなげるために、地域において自殺未遂者を支援する。

イ 事業内容

- ・ 受診時及び入院中の支援として行う心理や精神保健、保健福祉や法律等に関する専門家の配置や派遣
- ・ 受診時及び入院中の支援として行う地域の精神科受診や他機関への相談に向けた連絡・調整
- ・ 退院後の支援として行う相談窓口の設置、自殺未遂者・自殺未遂者の家族等向け継続的訪問相談等
- ・ 自殺未遂者向けのグループワークや分かちあいの集い等への支援
- ・ 保健師や精神保健の専門家、民間団体の相談員等に対する自殺未遂者対応のための研修の実施
- ・ 自殺未遂者支援を目的とした依存症等の自助グループやその関係者等を対象とした自殺予防のための啓発や研修 等

(11) ゲートキーパー養成事業

ア 目的

自殺総合対策大綱（令和4年10月14日閣議決定。以下「大綱」という。）記載の以下の内容を踏まえ、ゲートキーパーの養成について集中的な取組を実施する。

- ・ ゲートキーパーの養成を通じて、自殺や自殺対策に関する正しい理解促進の取組を推進する。
- ・ 自殺の危険を示すサインに気付き、声を掛け、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守ったりする、「ゲートキーパー」の役割を担う人材等を養成する。自殺予防週間、自殺対策強化月間における集中的な広報を含め、年間を通じて広く周知を進めることにより、国民の約3人に1人以上がゲートキーパーについて聞いたことがあるようにすることを目指す。
- ・ 若者を含め、国民一人ひとりが、周りの人の異変に気付いた場合には身近なゲートキーパーとして適切に行動することができるよう、必要な基礎的知識の普及を図る。そのため、全国的にゲートキーパー養成の取組を促進すべく、行政機関や各地域におけるゲートキーパー研修の受講の取組を進める。

イ 事業内容

- ・ 民間企業等の管理職等、かかりつけ医や学校教職員等、弁護士や司法書士等の法律問題に関する専門家、調剤、医薬品販売等を通じて住民の健康状態等に関する情報に接する機会が多い薬剤師や介護関係者など、様々な分野でのゲートキー

パーの養成や、養成研修等への派遣

- ・ 民生委員や児童委員、地域住民など、地域に密着したゲートキーパーの養成や、養成研修等への派遣

(12) 災害時自殺対策継続支援事業

ア 目的

大規模な災害の発生時においては、被災者は様々なストレス要因を抱えることとなり、自殺リスクも高まることが予想され、災害の程度によってはそのリスクも長期に及ぶことから、被災者等の孤立防止や心のケアを始めとする各般の支援を継続して実施する。

イ 事業内容

「災害時自殺対策事業」を実施した後、引き続き対応が必要な以下の取組

- ・ 被災者又は避難者に対する自殺予防のための相談会等の開催
- ・ 被災者又は避難者に対する自殺予防のための傾聴サロン等の実施 等

(13) 自殺未遂者支援・連携体制構築事業

ア 目的

自殺未遂歴の有無や自殺未遂者の所在を通常の行政窓口において把握することは困難であり、救急病院等との連携体制の構築が課題となっている。自殺未遂者支援の前提となる、救急病院等との連携体制の構築は極めて緊急性が高いため、当該連携体制を構築するために必要な事業を支援する。

交付金の対象となる事業は、新たな救急病院、警察、消防との連携体制の構築に係る事業、又は、既存の連携体制に救急病院、警察、消防が新たに加わる場合に限る。また、当該事業は二次医療圏以上での連携体制の構築を想定していることから、原則、都道府県で実施することとし、実施期間は1年とする（継続して2年目以降も実施する場合や市町村で実施する場合は、「自殺未遂者支援事業」で実施することとする）。

イ 事業内容

- ・ 警察、消防及び救急病院から円滑な情報提供を実施するための継続的協議の場の開催
- ・ 警察及び消防職員向け自殺未遂者初期対応のための研修の実施
- ・ 警察、消防等と連携した自殺未遂者（念慮者）への寄り添い型支援の実施
- ・ 提供された情報を基にした支援方策の継続的な検討及び調整（ケース会議の実施等） 等

(14) 災害時自殺対策事業

ア 目的

大規模な災害の発生時においては、被災者は様々なストレス要因を抱えることと

なり、自殺リスクも高まることが予想され、自殺対策の実施は極めて緊急性の高い課題であることから、被災者等の孤立防止や心のケアを始めとする各般の支援を実施する。

原則、災害救助法の適用を受けた災害に対する事業とし、実施期間は災害発生から一定期間が経過するまでとする（一定期間とは、原則、激甚災害に指定された災害については災害発生から3年経過後の年度末まで、その他の災害については災害発生から1年経過後の年度末までとする）。

イ 事業内容

- ・ 被災者又は避難者に対する自殺予防のための相談会等の開催
- ・ 被災者又は避難者に対する自殺予防のための傾聴サロン等の実施 等

(15) ハイリスク地対策事業

ア 目的

自殺多発地域（ハイリスク地。当該事業における「ハイリスク地」とは、次の①から③の条件を全て満たす地点（地域）をいう。①比較的立入が容易な一般の公共の場所であること（自宅、勤務先は除く）、②自殺の場所として利用されやすく、そのような場所として知られていること、③一定期間において、当該場所で発見された自殺者又は自殺企図者が複数人いること。）には、地域住民以外の自殺志願者が集まるという現状があるため、当該ハイリスク地に対する取組を支援する。

イ 事業内容

- ・ ハイリスク地における看板、電話、監視カメラ等の設置
- ・ ハイリスク地のパトロールの実施
- ・ ハイリスク地における自殺企図者の一時保護
- ・ ハイリスク地対策に関わる関係機関の連携体制の構築 等

(16) 自殺未遂者に対する地域における包括的支援モデル事業

ア 目的

大綱において、自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐことの重要性が盛り込まれていることから、未遂者が救急病院搬入後、退院され地域に戻った際に必要な支援へのつなぎ・継続的支援を行う都道府県における推進体制を整備することを目的とする。

イ 事業内容

都道府県（自傷・自殺未遂レジストリの参画救急病院を所管する都道府県に限る。）において、自殺未遂者の自殺企図の再発を防止するため、地域自殺対策推進センター等にコーディネーターを配置し、「自傷・自殺未遂レジストリ」に参加している救急病院退院後の地域における必要な支援へのつなぎ・継続的支援を行う。

また、都道府県の設置する地域自殺対策推進センター等と救急病院等の地域の支援機関の連携体制構築のための定期的な会議を行う。

(17) こども・若者の自殺危機対応チーム事業

ア 目的

小中高生の自殺者数は、令和6年においては、過去最多となる529人であった。また、我が国の10歳代から30歳代までの死因順位第1位は「自殺」であり、若者の自殺死亡率は、G7各国に比べて高い現状にある。

このため、こども・若者の自殺予防等の取組について強化していく必要があり、特に、自殺未遂歴や自傷行為歴等のあるハイリスク者への危機介入の強化が必要である。

こどもの自殺対策緊急強化プラン（令和5年6月2日とりまとめ）や、自殺総合対策大綱（令和4年10月14日閣議決定）においても、こども・若者の自殺危機に対応していくチームとして、学校、地域の支援者等が連携し自殺対策にあたることのできる仕組みの構築について盛り込まれている。

こうした状況を踏まえ、こども・若者の自殺対策の強化の観点から、こどもや若者の自殺危機対応チームの設置によるこどもや若者の困難事案に向けた的確な取組を推進する必要がある。

イ 事業内容

都道府県・指定都市において、多職種の専門家で構成される「こども・若者の自殺危機対応チーム」を設置し、市町村等では自殺未遂歴や自傷行為の経験等があるこども・若者への対応が困難な場合に、助言等を行う事業を実施する。

○チーム事業事務局設置：地域自殺対策推進センター等

○支援対象者：以下のこども・若者への対応が困難な市町村等の地域の関係機関

①自殺未遂歴がある

②自傷行為の経験がある

③自殺をほのめかす言動があり、自殺の可能性が否定できない 等

○チームの要件

チームは、精神科医、心理師、精神保健福祉士、弁護士、NPO法人等、多職種のメンバーで構成する。

※ケースや地域の実情・課題により必要な人員とする。

○支援内容：地域の関係機関からの支援要請を受けて、以下のような取組を実施

①チーム会議の開催：支援方針・助言等の検討

②支援の実施：支援方針に基づく地域の関係機関への指導・助言、
現地調査

③支援の終了：地域の関係機関への引継

(18) 地域特性重点特化事業

ア 目的

地域における自殺の実態及び特性について分析した上で特定された、当該地域において特に対策が必要と考えられる世代及びリスク要因に対象を限定した事業を実

施することにより、地域の特性に応じた効率的な対策を後押しし、地域における更なる自殺予防対策の強化を図る。

イ 事業内容

地域において特に対策が必要と考えられる自殺対策事業（（１）から（７）、（９）及び（１０）に掲げる事業）であり、かつ、対策を講ずることにより着実に当該地域における自殺者が減少すると見込まれる取組として厚生労働省が認める事業（アに掲げる目的のもと申請があり、都道府県又は市町村が、地域の特性に応じた対策等について相互の取組等を共有し補完しあうための研修や研修等への派遣、そのための広域的なネットワークの構築や運営等を含む。）とする。

なお、厚生労働省は、都道府県又は市町村から次の項目を整理した実施予定事業の申請を受け付け、審査の上、採択を行う。

- ・ 課題の分析、事前評価
- ・ 事業目的・内容、事業効果、達成目標
- ・ 事後検証・評価

4 経費の負担

都道府県及び市町村が本実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、別に定める「地域自殺対策強化交付金（地域自殺対策強化事業）交付要綱」に従い、予算の範囲内で交付金を交付するものとする。

5 留意事項

（１）都道府県及び市町村は、強化事業の種類ごとの実施に関する事項を、それぞれの都道府県自殺対策計画、市町村自殺対策計画に位置付けること。

（２）次に掲げる事業については、交付金の交付対象とならない。

ア 国が別途定める国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業

ただし、既に当該事業の経費の一部の負担、又は補助を受けている事業であっても、本事業による補助等により実施する場合は、既に受けている補助等と本事業による補助等と経理区分して実施する場合に限り、本事業による補助等の対象とする。

イ 都道府県又は市町村が独自に個人に金銭給付（これに準ずるものを含む。）を行い、又は個人負担を直接的に軽減する事業

（３）都道府県又は市町村は、事業内容の効果測定のための客観的な指標を設定し、その効果を測定するとともに、指定調査研究等法人において行う地域の状況に応じた自殺対策の効果検証に協力しなければならないこと。